

伊達市の農作物を使って、

新商品を

つくってみませんか？

販路拡大も応援！

6次産業化普及推進事業補助金

対象経費**3/4**以内

上限**100万円**まで

商品開発～販売までの取り組みに
補助金が使えます！



申請受付期間

第1回

令和8年4月1日(水)
～ **5月15日**(金)

第2回

令和8年9月1日(火)
～ **10月15日**(木)

※ 予算額に達しなかった場合のみ、第2回の申請受付を実施いたします。

詳しくはこちらを
ご覧ください



伊達市公式サイト
6次産業化普及推進事業紹介ページ

対象者・対象期間

対象者

- 市内に住所がある農業者等
- 農業者等を含む組織や団体
- 民間企業(ただし、市内の農業者等と連携した場合に限る)

事業対象期間

令和8年度内(令和9年3月31日まで)
に事業が完了するものに限る

主な対象経費

原材料費

工具・器具費

機械装置購入・リース料

委託費

外注加工費

技術指導費

共同研究費

広告宣伝費

商談会等出展費

※人件費、食料費、宿泊費、施設賃借料並びに土地代は除きます。

補助事業の大まかな流れ

実施計画書を市へ提出

審査委員会(事業者のプレゼンテーションにより審査)

補助金交付決定

事業着手(商品づくり、販路拡大活動等)

市へ実績報告

市から補助金を支払い

次年度から3年間、販売成果等を市へ報告

審査委員会について

開催月日	■第1回申請受付分 令和8年6月頃 ■第2回申請受付分 令和8年11月頃 を予定 ※ 第1回の審査委員会で予算額に達しなかった場合のみ、第2回の審査委員会を実施いたします。
開催場所	伊達市役所本庁舎
審査内容	① 事業計画書を基にしたプレゼンテーション(10分程度を想定) ② 審査委員による質疑応答

補助事業に関するより詳細な情報は伊達市公式サイトに掲載しております。
おもて面のQRコードよりアクセスください。